

【課題】

福祉に関する生活上の課題は、多様化、複雑化しています。こうした課題に対応するためには、地域住民が主体的にその課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備や、住民に身近な圏域において包括的に受け止める体制を構築する市町村への支援や、課題等を抱える当事者同士の活動への支援、さらに誰もが地域で暮らすことができる場所の確保などが必要です。

また、高齢者、障がい者や児童への虐待（相談）件数の増加、県内の自殺者数をみると、虐待の未然防止や迅速な対応、自殺者対策等、いのちや尊厳を守る取組みの強化が必要であるとともに、今後の高齢者の割合の増加に伴い、認知症対策や適切な福祉サービスの利用への支援など、高齢になっても、障がいがあっても主体性をもち、住み慣れた地域で安心して、いきいきと生活できるよう取組みを進めていく必要があります。

さらに、被保護世帯数及び保護率の増加、若者の失業率や子どもの貧困率の高さから、生活困窮者等への自立支援や、若者への職業的自立支援、ひとり親の就労支援や相談支援の取組みを推進していく必要があり、合わせて、刑務所出所者等の社会復帰、再犯防止に向けた計画的な取組みが必要です。

【施策の方向性】

○ 福祉に関する生活上の課題に対応するしくみづくり

包括的な支援体制の整備等「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けて、市町村間の情報共有の場づくりや市町村への技術的助言を実施します。

課題等を抱える当事者同士が支え合うセルフヘルプ活動を支援します。

また、障がい者の意志決定支援を丁寧に行い、一人ひとりの意思を尊重した生活が送れるよう、グループホームや一般住宅等、地域での多様な居住の場への移行を推進し、さらに、住宅確保に困難を抱えている低所得者や高齢者、障がい者等に対して、空き家等の活用により、安心して暮らせる住宅を確保するしくみづくりに取り組みます。

○ 高齢者・障害者・児童等の尊厳を守り、生活を支えるしくみづくり

高齢者、障がい者や児童等への虐待事象の早期発見や防止にむけて、民生委員・児童委員等の地域福祉関係者、各相談機関や施設等の従事者ほかへの研修実施や啓発を通じて、相談機能の強化に取り組みます。

また、法人後見の立ち上げ支援や市民後見人の養成等、成年後見制度の利用促進を図り、認知症の人やその家族を支援する相談体制の充実等を行うことによって、高齢者、障がい者の地域生活を支える取組みを行うとともに、健康寿命の延伸に向けた取組みの一環として、高齢者等が地域で役割を持つ場やしくみづくりに取り組みます。

さらに、こころの健康の保持・増進のための相談指導やゲートキーパー等の人材育成等を行い、自殺者対策の強化に取り組みます。

○ **生活困窮者等の支援を必要とする人を支えるしくみづくり**

生活困窮者の自立相談支援や子どもの学習支援等を行うとともに、働くことに悩みを抱えるニートなどの若者の職業的自立を支援します。

また、ひとり親家庭への就労支援や生活に関する相談支援の充実など、子どもの貧困対策に取り組みます。

さらに、矯正施設退所者等に対する就労支援や地域生活定着支援を進めるとともに、再犯防止に向けた計画を作成します。

(1) 福祉に関する生活上の課題への対応

支援策 14 市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。

ア 相談・課題解決体制のネットワークづくり

- 県全体及び県保健福祉事務所等圏域単位で「地域包括ケア会議」を開催し、医療と介護の連携等について検討します。また、市町村や地域包括支援センターへ市町村単独では人材確保が困難な専門職員等を派遣し、具体的な助言を行い、市町村等の地域ケア会議を支援します。(県)【高齢福祉課】
- 在宅療養者の生活支援を担う訪問介護職を中心に、多職種連携の推進を図るための研修会を実施します。(県)【高齢福祉課】
- 「神奈川県発達障害支援センター」において、発達障害がいをもつ障がい児者及びその家族に対する支援を総合的にを行います。また、各種の相談、研修の実施、対応が困難な個別支援の検討会議等において専門的な立場から助言を行います。(県)【障害福祉課】
- 圏域の実情に応じ、相談支援、サービス提供、権利擁護、就労支援等の各ネットワークの形成を図り、重層的な相談支援体制を構築します。(県)【障害福祉課】

イ 包括的支援体制の整備

- 市町村及び社会福祉協議会における事業実施状況や地域における課題等の情報共有や検討を行う場を設けるとともに、市町村の包括的支援体制の整備の進捗状況を確認し、体制の整備を支援します。(県)【地域福祉課】

支援策 15 課題等を抱える当事者活動を支援します。

ア セルフヘルプ活動への支援

- 県社会福祉協議会の「かながわボランティアセンター」において、セルフヘルプ活動コーナー及び相談室を設置するほか、セルフヘルプグループ活動支援者会議の実施や交流会・報告会等の開催、相談受付等を行います。(民間)【地域福祉課】

支援策 16 誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組めます。

ア 地域移行や地域定着の推進

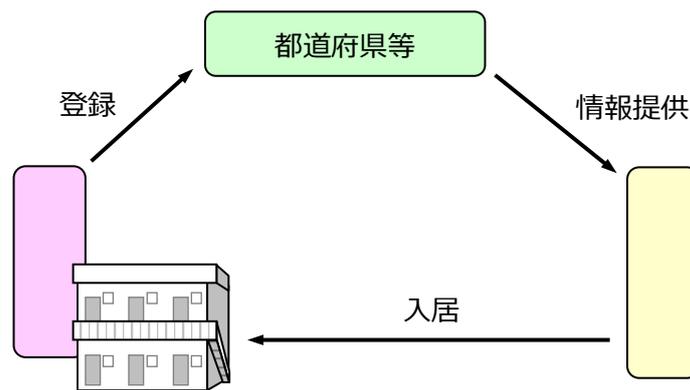
- 精神障がい者が、住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、入院している精神障がい者の地域移行並びに地域生活を継続するための支援を推進します。(県)【障害福祉課】
- (障がい者の意志決定支援、地域生活の場としてのGHへの補助等について、記載予定)

イ 住宅の確保

- 低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業者から、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を受け、当該情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。(県(政令市・中核市は別に実施))【住宅計画課】

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度

- 家主が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録
- 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督



**要配慮者の入居を拒まない
住宅（住宅確保要配慮者
円滑入居賃貸住宅）**

(2) 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を守り、生活を支える取組みの充実

支援策 17 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を守る取組みを行います。

ア 相談支援体制の構築

- 市町村職員向けに相談援助技術に関する研修会、児童相談所による各地域の要保護児童対策地域協議会への支援を実施します。(県)【子ども家庭課】
- 配偶者等からの暴力被害者支援のため、県配偶者暴力相談支援センターにおいて、電話相談、面接相談及び一時保護を実施します。(県)【人権男女共同参画課】

イ 苦情解決体制の充実

- 県社会福祉協議会では、第三者機関「運営適正化委員会」を設置し、福祉サービスに関する苦情に対し、相談・助言・調査・あっせんを行い、また、事業者の苦情解決体制の充実を支援する事業や、県社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」の運営を監視する事業を行っており、県は、こうした取組みを支援します。(民間)【地域福祉課】

ウ 権利擁護の推進

- 「県障害者権利擁護センター」において、障がい者虐待に関する相談・通報等を受け付けます。また、市町村職員や障害者福祉施設従事者等を対象に障がい者虐待防止・権利擁護に関する専門研修を実施します。(県)【障害福祉課】

エ 福祉サービスの利用援助

- 県社会福祉協議会では、判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理などの支援を行う「福祉サービス利用援助事業」を市町村社会福祉協議会に委託し、実施するとともに、相談にあたる「専門員」や具体的な支援を行う「生活支援員」の資質向上を図る研修等の取組みを行っており、県は、こうした取組みを支援します。(民間)【地域福祉課】

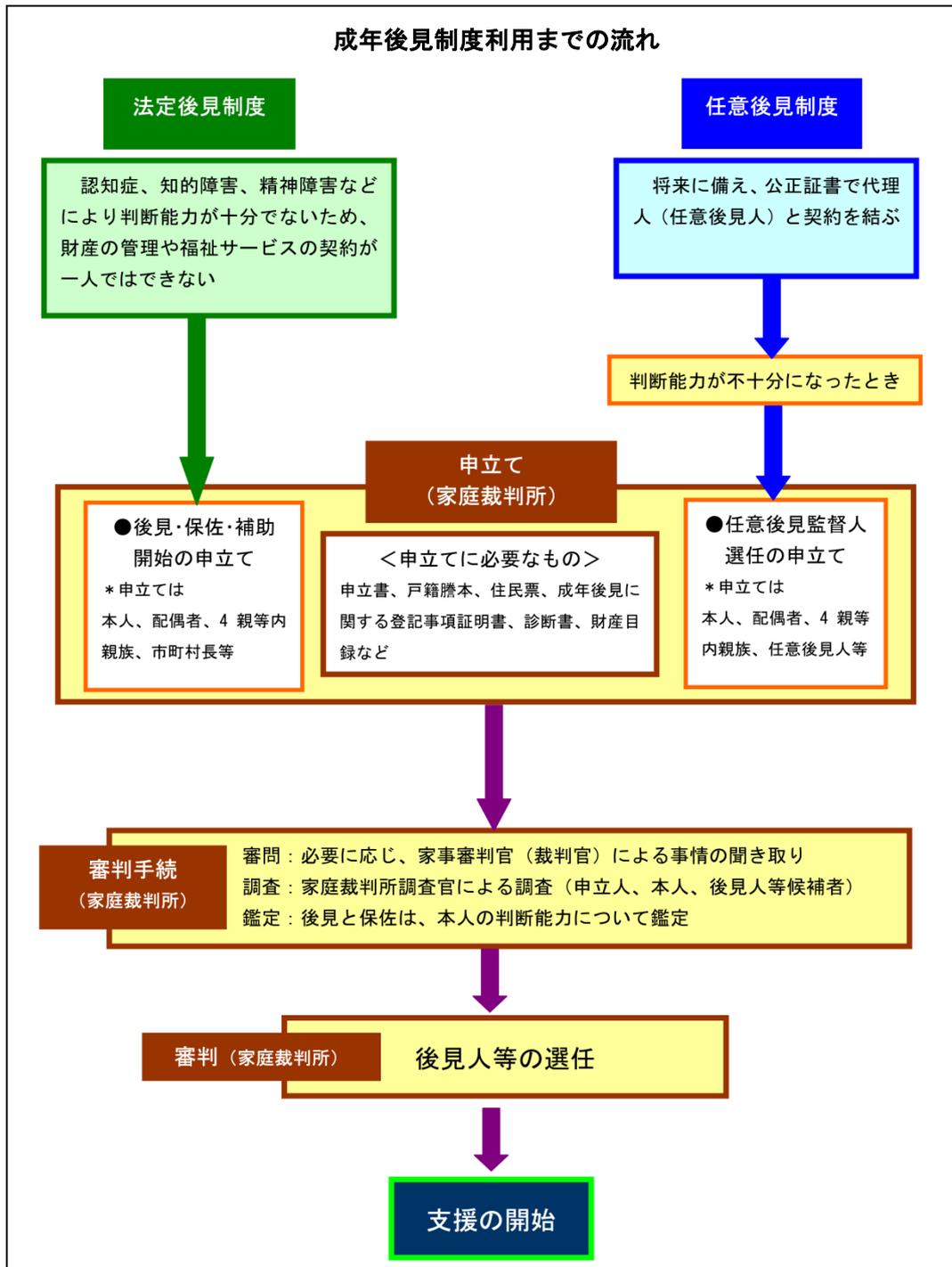
支援策 18 高齢者、障がい者や児童等の生活を支える取組みを行います。

ア 成年後見制度の推進

- 判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が、地域で安心して自立した生活を送るために、「かながわ成年後見推進センター」を拠点に成年後見制度の利用を支援します。

また、第三者の担い手として期待される法人後見の担当者や市民後見人の人材育成を支援します。(県)【地域福祉課】

- 市町村職員等への「成年後見制度セミナー」や、市町村との成年後見制度に関する意見交換会、成年後見に関する横浜家庭裁判所との連絡協議会等の開催により、成年後見制度の普及、市町村職員を含めた関係者の資質向上、及び市町村と家庭裁判所との連携を支援します。(県)【地域福祉課】
- 市町村が行う後見等の業務を適正に行う人材の育成、家庭裁判所への推薦、その他必要な措置の実施に対して支援します。(市町村)【地域福祉課】



イ サービスの質の向上

- 「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」において、福祉サービス第三者評価の実施体制の整備とともに、受審促進、評価結果の公表を行い、福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援します。(民間)【地域福祉課】

ウ 認知症対策の推進

- 認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの電話相談に応じ、精神面も含めた様々な支援を行います。また、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぎます。(県)【高齢福祉課】
- 認知症の人や家族を見守り支援する、認知症サポーターを養成します。(県、市町村)【高齢福祉課】
- 徘徊によって行方不明となった人や保護された人について、警察などの関係機関と連携し、早期発見及び身元確認を行う「徘徊高齢者SOSネットワーク」を運営します。徘徊のおそれがある人の事前登録の推進や警察との連携強化を通じて、ネットワークの再構築を図ります。(県、市町村)【高齢福祉課】
- 認知症サポート医(認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携・推進役となる医師)の養成や、かかりつけ(歯科)医、看護職員等として必要な認知症の基本的な知識や適切な対応等についての研修を実施します。(県(政令市は別に実施))【高齢福祉課】
- 介護保険施設などの介護職員等に対して、認知症の理解や実践的な介護技術を段階的に取得できるよう、専門研修を実施します。(県)【高齢福祉課】
- すべての市町村に設置することとなる、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の養成を行います。(県(政令市は別に実施))【高齢福祉課】
- 若年性認知症の人やその家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを調整する「若年性認知症支援コーディネーター」を配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進します。(県)【高齢福祉課】
- 市町村と共に認知症サポーターのフォローアップ研修を行い、「オレンジパートナー」としてボランティア登録して活動の場の情報提供を行うしくみを構築することにより、認知症サポーターの活動を支援します。(県)【高齢福祉課】

エ 障がい者歯科診療の充実

- 障がい者が身近な地域で必要な医療を受けられる体制を整えるために構築した「神奈川県心身障害児者歯科診療システム」が円滑に運営できるよう支援するため、歯科医師、歯科衛生士等に研修を実施する。(県)【障害福祉課】

支援策 19 地域でいきいきと暮らすしくみづくりを推進します。

ア こころの健康の保持・増進

- 社会生活環境の変化に伴うストレスの増大・蓄積による精神疾患及び自殺の予防を目的として、精神保健福祉センターにおいて、広くこころの健康に関する電話相談を受ける「こころの電話相談」を実施するほか、自死遺族の面接相談、電話相談員研修を実施します。(県)【がん・疾病対策課】
- 複雑困難な課題を持つ人への地域支援連携体制を確立するとともに、精神障がい者への理解促進を目的として、精神保健・医療に関する専門医による相談及び訪問指導、福祉職及び保健師による訪問指導、精神保健・精神障がい者についての正しい知識の普及啓発などを実施します。(県)【がん・疾病対策課】
- 自殺の背景にある様々な社会的要因を踏まえた総合的な自殺対策を推進するため、各分野の関係機関・団体と構成する「かながわ自殺対策会議」を開催し、連携を図ります。また、県民の自殺に対する理解を深めることを目的に、街頭キャンペーンや自殺対策講演会を実施します。(県)【がん・疾病対策課】
- 自殺との関連があると言われる「うつ病」等の精神疾患患者は身体症状が出ることが多く、かかりつけの医師等の早期発見・早期対応が重要なことから、かかりつけの医師等を対象に研修会を実施し、精神疾患の診断・治療技術の向上を図るとともに、自殺のサインに気づくゲートキーパーとしての役割を担う人材を養成します。(県)【がん・疾病対策課】
- 地域における自殺の原因分析や情報の集約を行い、広く県民や関係者に対して自殺対策情報を提供します。また、関係機関の連携を強化し、自殺予防や遺族支援の充実を図るため、地域自殺対策研修、ゲートキーパー等の人材養成、地域関係機関支援、地域自殺対策連絡調整会議の設置、市町村の自殺対策計画支援、市町村等における自殺未遂者及び自死遺族等支援に対する指導等を行います。(県)【がん・疾病対策課】

イ 未病の改善

- 未病センターは、県民が未病改善を進めるきっかけづくりとして、身近な場所で誰でも手軽に健康状態や体力等をチェックでき、その結果に基づくアドバイスや、未病改善に関する情報提供を受けることができる場で、平成 29 年 10 月 1 日現在、市町村や民間事業者により 25 か所が設置されています。(県、市町村、民間)【健康増進課】
- 加齢に伴い心身の活力が低下した状態であり、介護に至る要因となる「フレイル(虚弱)」の兆候をチェックするプログラムを活用した測定会を行い、高齢者に自己チェックの機会を提供します。また、測定会の運営を支える「フレイルサポーター」を養成するための研修を実施し、高齢者自らがフレイルサポーターとなり、地域の健康づくりの担い手として社会参加できるしくみを取り入れます。(県、市町

村)【健康増進課】

- 「未病」の概念及び「未病を改善する」ことの重要性について県民に啓発するため、座学及び実技による「未病サポーター養成研修」を開催します。研修修了者には、「未病サポーター」として、研修で学んでいただいた知識を活かして、地域における「未病」の普及啓発の役割を担ってもらいます。(県)【健康増進課】

ウ 人生 100 歳時代の設計図の取組みの推進

- 「人生 100 歳時代」を迎える中、県民一人ひとりが 100 歳を一つのゴールとして、そこから逆算して自分自身の人生の設計図を描き、生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、県、市町村や大学、NPO等の多様な主体が情報を共有し、協働して取組みを進めていくネットワークの運営や、学びの場から活動の場へつなぐしくみづくりを行います。【総合政策課】

(3) 生活困窮者等の自立支援

支援策 20 生活困窮者等の自立を支援します。

ア 生活困窮者の自立支援

- 生活困窮世帯の子どもの健全育成のため、保健福祉事務所に子ども支援員を配置し、家庭訪問や個別指導などを行うとともに、家庭学習を補完する学習の場や安心して過ごせる居場所を運営する事業を行います。(県)【生活援護課】
- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、地域の社会福祉法人等が有する困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。(県)【生活援護課】
- 生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして国で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して住宅する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し、給付金を支給します。(県)【生活援護課】

イ ひきこもり・ニートなどの自立支援

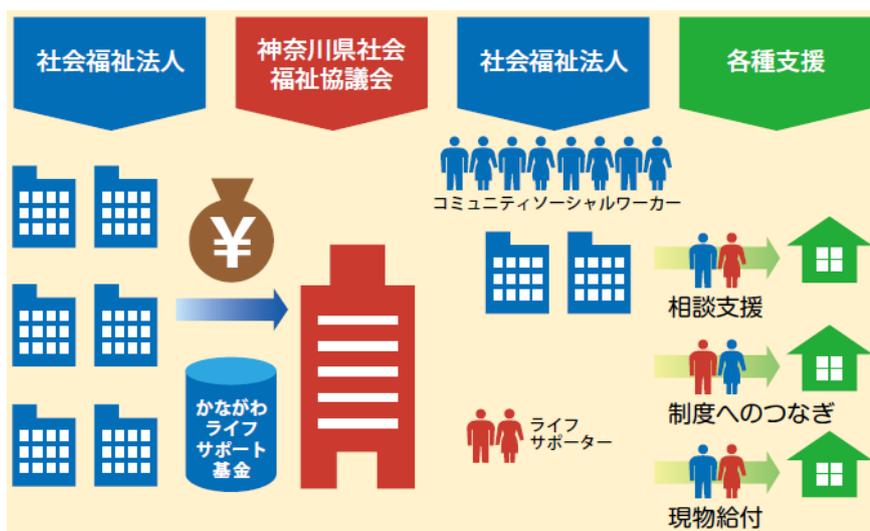
- 地域若者サポートステーションを設置・運営することにより、ニート等の若者の職業的自立に向け各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。(民間)【青少年センター】
- かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)におけるひきこもりの状態にある若者への自立に向けた支援を行います。(県)【青少年課】
- キャリアカウンセリングを中心とした、相談者の希望や事情に沿った就業支援を実施します。(県)【雇用対策課】

【県社会福祉協議会の取組み「かながわライフサポート事業」】

事業に参加する社会福祉法人からの財源・人的支出など、社会福祉法人による社会貢献・地域貢献を基として、生活困窮等の課題を有する方に対する総合相談支援を行います。

具体的には、事業に参加する社会福祉法人内の相談支援員等を県社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーとして委嘱し、県社会福祉協議会内のライフサポーターと共に活動を展開します。

「かながわライフサポート事業」のしくみ（県社会福祉協議会ホームページより。）



支援策 21 子どもの貧困対策を推進します。

ア 子どもの貧困対策の普及啓発

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る等の子どもの貧困対策を推進します。（県）【子どもの支援課】
- 県では、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的な支援等」の4つを柱として、子どもの貧困対策を総合的に進めます。（県）【子どもの支援課】
- 生活困窮世帯の子どもの健全育成のため、保健福祉事務所に子ども支援員を配置し、家庭訪問や個別指導などを行うとともに、家庭学習を補完する学習の場や安心して過ごせる居場所を運営する事業を行います。（県）【生活援護課】
（支援策 20 再掲）
- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれの

ある者に対し、地域の社会福祉法人等が有する困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。(県)【生活援護課】(支援策 20 再掲)

イ 育児期の女性のキャリア形成

- 育児期の女性のキャリア形成に向けたキャリアカウンセリングを、マザーズハローワーク横浜内で恒常的に実施し、必要に応じ国の職業紹介機能につなぐことで、効果的な就業を実現します。(民間)【労政福祉課】

支援策 22 矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。

ア 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援

- 高齢又は障がいをもつことにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者が、退所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう、神奈川県地域生活定着支援センターにおいて、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で進めます。(県)【地域福祉課】

イ 支援体制の構築

- 地方再犯防止推進計画を策定します。また、地域の立ち直り支援に向けたネットワークを構築します。(県)【地域福祉課】
- 更生保護施設の運営費や県更生保護協会による「社会を明るくする運動」に対して支援します。また、神奈川県優良保護司表彰を実施します。(県)【地域福祉課】

ウ 就労支援

- 国の就労支援を受けた刑務所出所者等を対象とした就労定着支援を実施します。(県)【雇用対策課】

【社会を明るくする運動】

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間とされており、各地で更生保護の普及活動が行われています。

「第64回社会を明るくする運動」
(平成26年)ポスター。

横浜F・マリノス試合会場
で行われた「社会を明るく
する運動」の広報活動。

